

平成24年度 第2回 朝日地域審議会

次 第

日 時 平成24年8月1日（水）
午前9時30分～
場 所 朝日庁舎4階 大会議室

[辞令交付]

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長・副会長の選出

5 説 明

(1) 学校適正配置について

6 協 議

(1) 地域審議会協議テーマについて

(2) その他

7 そ の 他

8 閉 会

朝日地域審議会委員名簿

(任期 平成24年7月1日から平成26年6月30日まで)

区 分	所 属 団 体 等	役職名等	氏 名
1	朝日地域駐在員連絡協議会	会 長	佐 藤 正
2	朝日地域駐在員連絡協議会	副 会 長	上 野 博 喜
3	出羽商工会朝日支部	代 表 理 事	松 本 壽 太
4	庄内たがわ農業協同組合	理 事	齋 藤 源 之 助
5	出羽庄内森林組合	理 事	佐 藤 泉 三
6	あさひむら直売施設管理運営組合	店 長	佐 藤 照 子
7	鶴岡市消防団朝日方面隊	方 面 隊 長	宮 崎 康 史
8	庄内たがわ農業協同組合朝日支所女性部	部 長	難 波 玉 美
9	鶴岡市朝日地区民生児童委員協議会	会 長	佐 藤 宥 男
10	朝日体育協会	会 長	佐 藤 芳 彌
11	朝日芸術文化振興協会	会 長	渡 部 嚴
12	鶴岡市老人クラブ連合会朝日支部	支 部 長	小 野 寺 一 郎
13	鶴岡市立朝日小学校PTA	会 長	難 波 一 之
14	大鳥タキタロウ村	村 長	大 滝 清 策
15	旧朝日村議会	元 副 議 長	井 上 時 夫
16	朝日地域駐在員連絡協議会	事 務 局 長	工 藤 悦 夫
17	鶴岡市食生活改善推進協議会	理 事	安 達 幸 恵
18	あさひスポーツクラブ	指 導 員	渡 部 小 枝
19	月山あさひ博物村	支 配 人	今 野 継 子
20	農業 (鶴岡まちづくり塾)		五 十 嵐 大 輔

地域審議会の概要について

地域審議会は、旧市町村合併特例法第5条の4の規定に基づき、新鶴岡市が処理する旧市町村の区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議などを行うために、旧市町村ごとに設置するものであります。

なお、同条では、地域審議会を組織する構成員の定数、任期などについては、合併関係市町村の協議により定めることとされており、新鶴岡市については、次のように協議して定められたところです。

1 所掌事務

(1) 地域審議会は、合併に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議・答申する。

- ・ 新市建設計画の変更に関する事項
- ・ 新市建設計画の執行状況に関する事項
- ・ その他市長が必要と認める事項

(2) 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

2 組織

(1) 平成27年3月31日までの期間、旧市町村の区域を単位として設置いたします。

(2) 地域審議会は、その区域に住所を有する20人以内の委員で組織され、委員は、

(ア) 公共的団体等を代表する者

(イ) 学識経験者

の区分のうちから市長が任命し、委員の任期は2年間となっております。

(ア) 公共的団体等を代表する方については、

- | | | |
|------------|--------------|---------------|
| (1) 住民自治組織 | (2) 農林漁業団体 | (3) 商工業団体 |
| (4) 福祉関係団体 | (5) 学校教育関係団体 | (6) 社会教育関係団体 |
| (7) 高齢者団体 | (8) 消防防災組織 | (9) 地域活性化推進団体 |

など、各地域における地域社会活動、経済、産業活動等の代表等、各界各層の代表者から就任いただき、幅広く地域課題の的確な把握や意見を聴くことができるよう、委員を選定いたしました。

また、20名の委員のうち、5名については公募により選任されております。

3 審議会設置の経過

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1) 第一次朝日地域審議会 | 平成18年2月1日～平成20年1月31日 |
| 2) 第二次朝日地域審議会 | 平成20年2月1日～平成22年1月31日 |
| 3) 第三次朝日地域審議会 | 平成22年6月10日～平成24年6月9日 |
| 3) 第四次朝日地域審議会 | 平成24年7月1日～平成26年6月30日 |

○ 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置

平成 17 年 1 月 17 日

／鶴岡市告示第 10 号／藤島町告示第 4 号／羽黒町告示第 21 号／櫛引町告示第 5 号／朝日村告示第 4 号／温海町告示第 3 号／

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会の設置を、次のとおり(鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町)と協議して定めた。

鶴岡市長	富塚陽一
藤島町長	阿部昇司
羽黒町長	中村博信
櫛引町長	難波玉記
朝日村長	佐藤征勝
温海町長	佐藤正明

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。)第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第 2 項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

(設置)

第 1 条 合併特例法第 5 条の 4 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会

- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
 - (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
 - (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会
- (設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、第1条の区域(以下「区域」という。)ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

平成17年1月17日

鶴岡市長	富塚陽一
藤島町長	阿部昇司
羽黒町長	中村博信
櫛引町長	難波玉記
朝日村長	佐藤征勝
温海町長	佐藤正明

地域審議会協議テーマについて（案）

1. 平成24年度～25年度 地域審議会の進め方について

平成17年10月1日の市町村合併から6年余りが経過し、住民負担や行政サービスにかかる合併調整はほぼ完了していますが、旧市町村の地域振興のためにはまだまだ取り組みが必要とされ、現在も旧町村ごとに地域活性化事業などが実施されています。

朝日地域の振興策を構築するためには、これまで以上に住民の声を十分に把握しながら地域課題を的確に捉えつつ、今後より一層の地域活性化を図る必要があると考えています。

第三次朝日地域審議会（H22.6.10～H24.6.9）においては、「中山間地域の維持、活性化」をキーワードとし、平成22年度に「中山間地域生活環境（機能）の維持・再生について」、「農林業の六次産業化の推進について」を協議テーマとして掲げて分科会方式で検討を進め、平成23年度には「定住化対策について」をテーマに協議していただき、平成23年12月15日に市長に対して提言を行いました。

第四次朝日地域審議会委員の任期（H24.7.1～H26.6.30）は、合併協議で設定された地域審議会設置期限（H27.3.31）まで残り半年のところとなっていますので、朝日地域審議会の10年に渡る協議の集大成としてまとめていく役割を担うものと考えています。

審議会開催計画

平成24年度

- | | | |
|-------|----------|--|
| 10月中旬 | 第3回地域審議会 | テーマについての協議 |
| 11月中旬 | 第4回地域審議会 | 総合計画実施計画について・テーマ協議 |
| 1月下旬 | 第5回地域審議会 | テーマについての協議
協議についての中間まとめ
平成25年度の協議テーマについて |
| 2月 | 中間まとめの提出 | |

平成25年度

- | | |
|-----|----------------------------|
| 4月～ | 第1回地域審議会～（平成24年度と同様の内容と回数） |
| 12月 | 最終とりまとめ、提言書の提出 |

2. 協議テーマについて

過疎化、少子・高齢化により自治機能が低下し、集落の維持が課題となっている中で、地域コミュニティの単位、施設、組織などの見直しが求められています。

現在、市では「地域コミュニティ基本方針」を策定するため、「コミュニティあり方検討委員会」で検討作業をしていますが、住民が安全・安心で心豊かな生活を送れる地域コミュニティの維持・活性化が大きな課題となっています。

また、定住のためのもう一方の条件として産業の振興策があげられますが、なかなか打開策が見つからないのが現状であります。

今後、地域性を生かした農林業の振興策を含め、産業振興全般について提言を行っていく必要があります。

さらには、高齢者が多い地域でお互いに支えあい、安心・安全な地域にするための仕組みづくりも必要とされています。

第四次朝日地域審議会では、以上のような現状と課題を踏まえた協議テーマを設定し、課題解決の方策を提言できるように取り組むこととします。

協議テーマ（案） ～住み続けることができる地域づくり～ （サブテーマ：①... ②... etc. ）

一口に住み続けるための地域づくりと言っても、そのための条件は多岐にわたっており、テーマとしては範囲が広く漠然としていますが、具体的にこのテーマに沿って、どのような分野を取り上げていくのか、どの程度まで掘り下げていくかなど、詳細は委員の皆様が検討して決めていただきたいと思います。

サブテーマの候補としては、集落維持の具体的方策としての集落再編の可能性、集落活性化のための行政と市民の協働のあり方、組織の見直しや新しいコミュニティの構築、一定水準の所得が期待できる地場産業振興、高齢化社会に対応した医療・介護体制を確保するためにはどのようにすればよいかなど、各分野でのテーマが想定されます。